

(証券コード 1898)
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号

世紀東急工業株式会社

取締役社長 平 喜 一

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる2020年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 ZUIUN（瑞雲）

3. 目的事項

報告事項

1. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第4号議案および第5号議案）>

第4号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

第5号議案 剰余金を処分する件

第4号議案および第5号議案は一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。なお、各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査した書類の一部であり、また連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することによりご提供しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎新型コロナウイルスによる感染症が流行しております。今後の状況により株主総会の開催・運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてご案内させていただきます。


当社ウェブサイト <http://www.seikitokyu.co.jp/>

議決権行使に関するお願い

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日にご出席願えない場合、また新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご出席をお控えいただく場合は、書面の郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

書面の郵送により 議決権を行使いただく場合

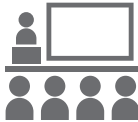


各議案の賛否を議決権行使書にご記入のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後6時到着分まで

株主総会に ご出席いただく場合



同封の議決権行使書を会場受付にご提出下さい。

株主総会開催日時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時

こちらに、各議案の賛否をご記入下さい。

議決権行使書

世紀東亜工業株式会社

株主番号 議決権行使書枚数

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	株主提案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2020年6月 日

世紀東亜工業株式会社

株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り取りそのまゝ会場受付にご提出下さい。

第1・3号議案（会社提案）

- ▶ 賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印

第2号議案（会社提案）

- ▶ 全員賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合 ⇒ **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

第4・5号議案（株主提案）

- ▶ 賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的、継続的な株主還元を努めることを基本方針とし、また、現行の「中期経営計画（2018-2020年度）」においては、株主還元策についての考え方を「総還元性向30%程度を目安とした安定的・継続的な株主還元」と定めております。

これらの方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金47円
総額 1,893,839,996円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	当事業年度の取締役会出席回数
1	さとう としあき 佐藤 俊昭 再任	代表取締役会長	14回／14回 (100%)
2	たいら よしかず 平 喜一 再任	代表取締役社長 社長執行役員	14回／14回 (100%)
3	ふるかわ つかさ 古川 司 再任	代表取締役 専務執行役員 事業推進本部長	14回／14回 (100%)
4	ひらもと きみお 平本 公男 再任	取締役 常務執行役員 技術本部長兼技術部長	14回／14回 (100%)
5	いしだ かずし 石田 和士 再任	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長	11回／11回 (100%)
6	いづか つねお 飯塚 恒生 再任	取締役	11回／14回 (79%)
7	ふくだ しんや 福田 眞也 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	14回／14回 (100%)
8	たむら まさと 田村 仁人 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	14回／14回 (100%)
9	しみず れな 清水 令奈 新任 社外取締役候補者 独立役員	—	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
1	さ と う と し あ き 佐 藤 俊 昭 (1950年5月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 在任年数（本総会終結時） 16年 取締役会への出席状況 14回／14回（100%） 所有する当社の株式の数 41,310株	1974年4月 東急道路(株)入社 1998年4月 当社経理部長 2004年6月 当社取締役 2009年6月 当社執行役員 2010年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社取締役社長 2012年4月 当社社長執行役員 2019年4月 当社取締役会長（現） <hr/> <<取締役候補者とした理由>> 入社以来、主に管理部門に従事した後、7年間にわたり当社の取締役社長を務めるなど、豊富な経験と経営全般にわたる幅広い知見を有しており、現在は取締役会長として当社の経営にあたっております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任を願います。
2	た い ら よ し か ず 平 喜 一 (1961年11月23日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 在任年数（本総会終結時） 3年 取締役会への出席状況 14回／14回（100%） 所有する当社の株式の数 26,210株	1984年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2011年4月 当社事業推進本部関東支店長兼東京支店長 2015年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社事業推進本部副本部長兼工務部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役社長（現） 2019年4月 当社社長執行役員（現） <hr/> <<取締役候補者とした理由>> 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、事業部門全体の統括を経て、現在は取締役社長として当社の経営にあたっております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任を願います。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
3	<p>ふるかわつかさ 古川 司 (1958年2月7日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数(本総会終結時) 8年</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回(100%)</p> <p>所有する当社の株式の数 28,327株</p>	<p>1980年4月 東急道路(株)入社 2008年4月 当社財務部長 2011年4月 当社執行役員 2012年4月 当社管理本部長兼経営企画部長 2012年6月 当社取締役(現) 2014年4月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員(現) 2019年4月 当社事業推進本部長(現)</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に管理部門に従事し、当社の事業運営全般について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、専務執行役員として当社の事業部門全体を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
4	<p>ひらもときみお 平本公男 (1955年4月20日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数(本総会終結時) 8年</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回(100%)</p> <p>所有する当社の株式の数 27,695株</p>	<p>1978年4月 当社入社 2009年10月 当社事業推進本部工務部長 2012年4月 当社執行役員 2012年4月 当社事業推進本部副本部長 2012年6月 当社取締役(現) 2014年4月 当社常務執行役員(現) 2018年4月 当社技術本部長兼技術部長(現)</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の技術部門を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
5	<p>い し だ か ず し 石 田 和 士 (1961年8月10日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数 (本総会終結時) 1年</p> <p>取締役会への出席状況 11回/11回 (100%)</p> <p>所有する当社の株式の数 9,610株</p>	<p>1985年4月 当社入社 2013年4月 当社内部統制推進部長 2018年4月 当社執行役員 2019年4月 当社常務執行役員 (現) 2019年4月 当社管理本部長兼経営企画部長 (現) 2019年6月 当社取締役 (現)</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に、事務管理、コンプライアンス、内部統制部門に従事し、当社の経営・管理全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は常務執行役員として当社の管理部門を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
6	<p>い い づ か つ ね お 飯 塚 恒 生 (1948年8月5日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数 (本総会終結時) 10年</p> <p>取締役会への出席状況 11回/14回 (79%)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1971年4月 東急建設(株)入社 2004年6月 同社常務執行役員 2006年6月 同社取締役兼常務執行役員 2009年6月 同社取締役兼専務執行役員 2010年4月 同社取締役社長 2010年6月 当社取締役 (現) 2018年6月 東急建設(株)取締役会長 (現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 東急建設株式会社代表取締役会長</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 東急建設(株)の代表取締役会長に就任されており、建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 なお、東急建設(株)と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在しておりません。2020年3月期における当社の連結総売上高に占める同社に対する売上高の割合は5%未満であります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
7	<p>ふくだしんや 福田眞也 (1944年2月26日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 4年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1966年9月 公認会計士川北博事務所入所 1971年1月 等松・青木監査法人（その後の監査法人トーマツ）入所 1971年3月 公認会計士開業登録 1987年5月 同監査法人代表社員 1992年7月 日本公認会計士協会常務理事 2007年7月 金融庁証券取引等監視委員会委員 2013年12月 公認会計士福田眞也事務所開設（現） 2016年6月 当社取締役（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] 公認会計士 木徳神糧株式会社監査役（社外監査役）</p> <hr/> <p>≪社外取締役候補者とした理由≫ 公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、2007年6月まで当社の会計監査人でありました監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の代表社員として2002年3月期まで当社の会計監査に関与した経歴を有しており、当社の経営に関する知見を有しております。</p>
8	<p>たむらまさと 田村仁人 (1946年8月3日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 4年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1971年7月 建設省入省 1991年6月 同省関東地方建設局用地部長 1997年7月 国土庁長官官房審議官 1998年7月 (財)駐車場整備推進機構常務理事 2002年6月 西日本建設業保証(株)常務取締役 2013年4月 (社)全国住宅産業協会専務理事 2016年6月 当社取締役（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社日神グループホールディングス取締役（社外取締役）</p> <hr/> <p>≪社外取締役候補者とした理由≫ 行政分野等において社会資本整備をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
9	し み ず れ な 清 水 令 奈 (1973年7月3日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> <hr/> 所有する当社の株式の数 0株	1996年4月 (株)リクルートコスモス入社 2002年1月 マンパワー・ジャパン(株)入社 2008年1月 (株)コーチ・エイ入社 2010年6月 清水令奈事務所開設 2012年2月 (株)CHANCEforONE設立 2012年2月 同社取締役社長(現) [重要な兼職の状況] 株式会社CHANCEforONE代表取締役社長 <hr/> <<社外取締役候補者とした理由>> (株)CHANCEforONEの代表取締役社長に就任されており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進に関する高い見識を有することから、当社の企業価値向上に向け、有益な指導・助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2020年3月31日現在のものであり、世紀東急工業役員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 飯塚恒生氏は東急建設(株)の代表取締役会長を兼務しており、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 福田真也、田村仁人、清水令奈の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 福田真也、田村仁人の両氏が当社社外取締役在任中に、当社は、事業報告「1.(4)独占禁止法違反行為について」に記載のとおり、アスファルト合材の販売価格の決定に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。両氏は、当該違反行為がなくなった後に新たに新たに社外取締役に選任されており、日頃から取締役会等において法令順守の徹底について適宜発言するほか、違反行為の排除および再発防止に向けた取り組みにつきましても適時確認いたしております。
5. 当社は、飯塚恒生、福田真也、田村仁人の各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、清水令奈氏の選任についてご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記と同じ内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、福田真也、田村仁人の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、清水令奈氏の選任についてご承認いただいた場合、同氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 前野淳禎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況
おのゆきお 小野行雄 (1950年1月1日生) 新任 社外監査役候補者 独立役員 所有する当社の株式の数 0株	1973年3月 等松・青木監査法人入所 1992年5月 監査法人トーマツ代表社員 1995年7月 日本公認会計士協会常務理事 2010年11月 有限責任監査法人トーマツ経営会議議長 2014年4月 公益財団法人財務会計基準機構企業会計基準委員会委員長 2019年4月 小野行雄公認会計士事務所開設(現) [重要な兼職の状況] 公認会計士 <<社外監査役候補者とした理由>> 公認会計士として財務および会計に関する高度な知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小野行雄氏は社外監査役候補者であります。
 3. 小野行雄氏の選任についてご承認をいただいた場合、当社は同氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
 4. 小野行雄氏の選任についてご承認をいただいた場合、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

＜株主提案（第4号議案および第5号議案）＞

第4号議案および第5号議案は、株主様2名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

第4号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 資本コスト

第42条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、CG報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

2. 提案の理由

当社の株価は、解散価値を下回る水準まで下落した。これは、業績動向が不安視されていることに加え、低い配当性向を継続して自己資本をさらに積み増す当社の資本政策により、将来の自己資本利益率（以下「ROE」という。）の低下が見込まれること、及び、当社の独占禁止法に違反する行為について、公正取引委員会から度重なる排除措置命令や課徴金納付命令の処分を継続的に受けた結果、投資家が当社の株式保有にはリスクを伴うとの認識を抱くこととなり、そのような認識の反映として、投資家の求めるリターン水準（株主資本コスト）がROEを超える水準にまで高まっていることなどが主因だと考えられる。

東京証券取引所の有価証券上場規程別添の「コーポレートガバナンス・コード」（以下「コード」という。）において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」として、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている（コードの「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」）。当社経営陣においても、当社の株主資本コストを踏まえた加重平均資本コストを的確に把握したうえで事業計画や資本政策等を立案・検証することが求められているというべきである。また、加重平均資本コストが開示されることにより、当社経営陣と株主を含む投資家との間で、共通の尺度に基づく対話も可能となる。このように資本コストを開示することによって、当社株式の市場における低い

評価の改善を目指すことができると考える。

しかしながら、昨年の資本コスト開示に係る株主提案について、当社取締役会は「中長期的に安定的に資本コストを上回る経済的価値を生み出すことが重要であると考えております。」としながらも、「資本コストの数値そのものを開示することよりも、資本コストを経営陣が意識して、その考え方を経営に反映させていくことが重要であると認識しております。」「資本コストの開示に関しては定款で一律に定めるものではなく（略）取締役会において慎重に検討したうえで、決定すべきであると考えております。」と主張し、提案に反対した。そして、その後、資本コストの開示に関して当社は何らのアクションもしていない。経営に重要なものと自覚している経営の目標となる数値を何故開示しないのか、非常に理解に苦しむところである。経営の目標数値として重要なものであるとの自覚があるのであれば、開示してしかるべきである。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社の企業理念である『豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業』として、健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値の向上をを図ることを目指しており、資本収益性に関しても、短期的に高い数値を追求するのではなく、継続的な投資と財務の健全性をバランスよく両立させ、中長期的に安定的に資本コストを上回る経済的価値を生み出すことが重要であるとと考えております。

かかる考え方を経営に反映させるため、当社では、従前より、中期経営計画の策定、重要な投資判断等における参考として資本コストの把握に努めており、現行の「中期経営計画（2018-2020年度）」最終年度におけるROEについては、本計画策定時に外部機関の助言も得ながら試算した当社の株主資本コストを上回る11.7%（2019年5月9日修正後）を計画値として定め、公表いたしております。

なお、株主提案は、コーポレートガバナンスに関する報告書において、同報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示する旨について、定款の章及び条文を新設することを求めるものですが、当社といたしましては、本提案の内容は定款で定めるのになじむものではなく、

また、資本コストの開示については、株主様や投資家との対話の内容なども踏まえつつ、公表の是非、時期、方法等を含め、取締役会において慎重に検討したうえで、決定すべき事項であると考えております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

(注) 「資本コストを意識した経営」に関する当社の考え方につきましては、当社ウェブサイトにも掲載しておりますので、あわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

第5号議案 剰余金を処分する件

1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

143円から、第71回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第71期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が143円と異なる場合は冒頭の143円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第71回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第71回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第71回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

「第2 提案の内容 2. 剰余金を処分する件」に記載の143円とは、2020年4月16日現在最新の当社予想1株当たり当期純利益の金額である。本件は、会社提案の1株当たり配当金がいくらであっても、当期純利益全てを配当すること、つまり、配当性向100%を企図した提案である。

当社の自己資本比率は2019年3月末現在で44.5%である。2016年3月末に当社の自己資本比率は36.9%に上昇し、1992年3月末の32.3%を24年ぶりに更新しており、2019年3月末はそれよりも大幅に高い水準となった。さらに、当社は2018年5月に発表した中期経営計画において、自己資本を2017年3月末から3年間で40%以上積み上げる数値目標を策定している。このままでは、低水準の配当性向の影響からさらに自己資本が積み上がることから、将来的にROEは低下していく可能性が高い。

当社は、これ以上自己資本を増加させてもROEは減少するだけである。剰余金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。

なお、当社は、2019年12月末現在で、現預金約174億円を保有しており、有利

子負債は8億円に過ぎない。現預金から有利子負債を控除した額（以下「ネットキャッシュ」という。）は約166億円であり、2016年3月末のネットキャッシュは約60億円であったことに鑑みると、ネットキャッシュは大きく増加している。今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、当社のネットキャッシュ及び自己資本の水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

上記提案の詳細な説明は、<https://proposal-from-sc-2020.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://strac.ap.jp/>を参照されたい。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。「第2 提案の内容 2. 剰余金を処分する件」とは、「第5号議案 剰余金を処分する件 1. 提案の内容」を指しております。

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社の企業理念である『豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業』として、健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的に企業価値を向上させることが、株主様をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

道路建設業界におきましては、ここ数年の間は堅調な建設需要が見込まれる一方、中長期的には、将来における建設投資の不透明感、資機材の需給・価格動向、少子高齢化による社会構造の変化など、多くの懸念材料が存在しております。当社が中長期的に安定的・継続的に収益を確保していくためには、こうした環境の変化に対する十分な備えと迅速・柔軟かつ確かな対応が必要不可欠であると認識しており、これらを踏まえ、現行の「中期経営計画（2018-2020年度）」においては、投資計画・資本政策・株主還元にかかる考え方について、次のとおり定め、公表いたしております。

《当面の考え方》

- ・ 将来の持続的成長を実現するためには、継続的・戦略的な設備投資・技術開発等が不可欠。当面は、環境負荷低減や生産性向上に向けた事業資産の質的な転換期にあり、計画的に年額20～30億円程度の設備投資を継続。
- ・ 同時に、2020年以降における不透明な事業環境を見据え、自己資本の充実も重要な課題と認識。
- ・ したがって、当面は、資本効率とのバランスにも配慮しながら、総還元性向30%程度を目安とした安定的な株主還元を継続しつつ、競争力ある事業資産の形成と財務健全性の維持・向上に努める。
- ・ 当面予定される設備投資計画の実施状況、資本水準を鑑み、継続的に株主還元の充実について検討する。

当社は道路舗装工事を中心とする建設事業と舗装資材の製造販売事業を主要な事業内容としておりますが、当社が中長期にわたり事業を継続し、安定的に利益を確保していくためには、アスファルト合材工場をはじめとする製造設備や施工用機械、技術開発、人材育成などに対する計画的かつ継続的な投資を欠かすことができません。

また、2020年3月31日現在の連結貸借対照表におきまして現預金から有利子負債を控除した額は133億96百万円となりましたが、当社としては、事業投資を最優先にしながらも、売上高2か月分程度の健全な手元流動性を維持すべきであると考えておりません。

過去には、急速な建設市場の縮小等により、業績が著しく低迷した時期がありましたが、この先においても、こうした事業環境の変化が憂慮されるほか、自然災害など様々なリスクについても想定する必要があると、特に、社会資本整備の一端を担う企業として、自然災害発生時には、復旧活動への迅速な対応が期待されていることから、これらのリスクを考慮した財務健全性の確保は、当社の存在意義、社会的信用の側面からも極めて重要な課題であると捉えております。

このように、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、継続的な投資と財務健全性の確保が不可欠であると認識しており、当社の資本政策においては、資本効率、株主還元とのバランスにも配慮しつつ、必要な株主資本の保持に努めることを、基本的な考え方としております。

また、利益の配分につきましては、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案し

ながら、安定的・継続的な株主還元の実施に努めることを基本方針としており、前記のとおり、現行の「中期経営計画（2018-2020年度）」においては、株主還元策についての考え方を「総還元性向30%程度を目安とした安定的・継続的な株主還元」と定め、公表いたしております。

これらの方針に基づき、会社提案の「第1号議案 剰余金の処分の件」においては、2020年3月期の期末配当金を1株当たり47円としており、配当性向は30.8%、連結の総還元性向は30.5%となります。

一方で、2020年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とする株主提案については、将来における経営環境の変化や継続的な事業投資の必要性を顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであり、結果として、株主の皆様の利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

したがいまして、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値向上を図る観点からは、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善を下支えに緩やかな回復基調を辿ってまいりましたが、米中貿易摩擦の長期化や台風被害、消費税率の引き上げ等の影響から景況感に陰りがみられるなか、年度終盤には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、世界各地で経済活動の縮小・停止を余儀なくされる事態となり、景気の停滞感が急速に強まる展開となりました。

道路建設業界におきましては、防災・減災やインフラの老朽化対策工事等により建設需要は堅調に推移したものの、原油相場の不安定な値動きが続き、主要資材であるアスファルトの仕入価格も大きく変動するなど依然として予断を許さない事業環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、計画2年目となる「中期経営計画(2018-2020年度)」に基づき、引き続き、中核事業の競争力強化に注力するとともに、将来における事業環境の変化に対しても迅速、的確、柔軟に対応できる強固な経営基盤の構築に向け、各種施策を推進してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、受注高(製品売上高および不動産事業等売上高を含む)は868億89百万円(前連結会計年度比10.2%増)、売上高は786億31百万円(同6.2%増)、経常利益は60億9百万円(同7.6%増)となりました。また、特別利益として独占禁止法関連損失引当金戻入額14億48百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は65億44百万円(同88.1%増)となりました。

部門別(セグメント別)の事業の概況は以下のとおりであります。

なお、完成工事高、売上高および営業利益につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めた調整前の金額をそれぞれ記載いたしております。

【建設事業】

建設事業におきましては、ICT（情報通信技術）の活用による現場における省力化や生産性向上に継続して取り組むとともに、受注競争力の強化や利益の逸失防止に向けた諸施策を推進し、収益の拡大に努めてまいりました。また、北海道・東京都の地元建設会社3社を新たに連結子会社に加えた他、米領グアムに現地法人を設立するなど将来へ向けた体制の拡充にも積極的に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は710億95百万円（前連結会計年度比12.4%増）、完成工事高は628億36百万円（同7.4%増）、営業利益は61億73百万円（同20.5%増）となり、また、当連結会計年度末における次期への繰越工事高は413億92百万円（前連結会計年度末は331億33百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は次のとおりであります。

（主要受注工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	東北自動車道十和田管内舗装補修工事	青森県
国土交通省東北地方整備局	国道45号宇部芦ヶ沢地区舗装工事	岩手県
国土交通省関東地方整備局	R1国道17号北本・鴻巣地区舗装修繕工事	埼玉県
国土交通省関東地方整備局	R1国道357号市川大橋(山側)舗装補修その3工事	千葉県
中日本高速道路株式会社	東海北陸自動車道南砺舗装工事	富山県
国土交通省中部地方整備局	令和元年度138号BP水野南地区舗装工事	静岡県
中日本高速道路株式会社	名古屋第二環状自動車道名古屋西JCT～飛鳥JCT間舗装工事	愛知県
西日本高速道路株式会社	京都高速道路事務所管内舗装補修工事(令和元年度)	京都府
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(2019-1環)	大阪府
国土交通省九州地方整備局	令和元年度災害復旧熊本57号赤水地区舗装工事	熊本県

（主要完成工事）

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	夏井北地区舗装工事	岩手県
国土交通省関東地方整備局	H29・H30北千葉道路船形・八代地区舗装工事	千葉県
国土交通省関東地方整備局	H30・31国道16号道路維持工事	東京都
町田市	鶴間公園整備工事(その2)	東京都
中日本高速道路株式会社	東海環状自動車道大野・神戸IC～大垣西IC間舗装工事	岐阜県
西日本高速道路株式会社	京都高速道路事務所管内舗装補修工事(平成29年度)	京都府
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(30-6-湾)	大阪府
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(30-1-神)	兵庫県
国土交通省中国地方整備局	平成30・31年度岡山北部維持工事	岡山県
内閣府沖縄総合事務局	那覇空港滑走路増設4工区舗装等工事	沖縄県

【舗装資材製造販売事業】

舗装資材製造販売事業におきましては、低環境負荷商品の製造・販売体制の確立や製品の改良に注力し販売数量拡大に努めるとともに、設備の更新・拡充を計画的に進めるなど、将来に向けた事業基盤の強化に継続して取り組んでまいりました。また当社グループの事業領域拡大を図るべく、ミャンマー連邦共和国に道路舗装用資材の製造販売を主たる事業内容とする現地法人を設立し、操業開始に向けた準備を進めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は285億70百万円（前連結会計年度比10.4%増）、営業利益は25億86百万円（同12.0%減）となりました。

【不動産事業等】

当社グループでは、建設事業および舗装資材製造販売事業のほか、不動産事業等を営んでおり、その他の事業における売上高は7億78百万円（前連結会計年度比11.8%増）、営業利益は1億66百万円（同22.3%増）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は819億34百万円（前年同期比9.1%増）、売上高は741億76百万円（同6.0%増）、経常利益は55億46百万円（同10.2%増）、当期純利益は61億45百万円（同97.2%増）となりました。

【当社における部門別受注高、売上高および繰越高】

（単位：百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	アスファルト舗装	21,787	53,822	45,662	29,948
	コンクリート舗装	1,193	1,747	1,707	1,233
	土 木 工 事 等	9,294	9,932	10,375	8,851
	計	32,276	65,502	57,744	40,033
製 品 部 門 等		—	16,432	16,432	—
合 計		32,276	81,934	74,176	40,033

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は38億39百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「建設事業」

当 社	岩手営業所	事務所更新
	大阪営業所	事務所等更新

「舗装資材製造販売事業」

当 社	奈良合材工場	アスファルトプラント更新
	山都合材工場	アスファルトプラント更新

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 独占禁止法違反行為について

当社は、アスファルト合材の販売価格決定に関し、2015年1月27日以前において独占禁止法違反行為があったとして、2019年7月30日、公正取引委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

株主の皆様には、ご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社では、この違反行為が存在した事実を厳粛に受け止め、2019年8月に設置した外部の識者で構成する「調査委員会」の報告・提言に基づき、より実効的な再発防止策の整備・運用を進めており、引き続き、違法行為の徹底排除に向け、違反行為の再発防止はもとよりコンプライアンス経営の推進に全社を挙げて取り組み早期の信頼回復に努めてまいります。

なお、上記の課徴金納付命令において課徴金算定の対象とされた売上高に関し、公正取引委員会との間で一部に見解の相違があることから、当社は、2020年1月、課徴金納付命令の一部に対する取消訴訟を東京地方裁判所に提起いたしております。

(注) 当社は、東日本高速道路株式会社が発注する舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、2015年1月に公正取引委員会の立入検査を受けたことを契機に、2016年3月、取締役会において違法行為の徹底排除を決議し、再発防止策を策定いたしました。これに基づき、当社では、外部専門家の助言・協力を得ながら継続的に再発防止に向けた諸施策を遂行いたしており、2015年1月に独占禁止法違反行為があったことが判明した後においては、違反行為の存在は確認されておりません。

(5) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、ここ数年、建設需要は堅調に推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響、建設投資の先行きに対する不透明感、資機材の需給・価格動向、少子高齢化による社会構造の変化など、多くの懸念材料が存在しており、当社グループが将来にわたり、安定的・継続的に収益を確保していくためには、こうした環境の変化に対する十分な備えと迅速・柔軟かつ的確な対応が必要不可欠であると認識いたしております。

このような状況のなか、当社グループでは、「持続的成長へのチャレンジ」を基本方針とする、「中期経営計画（2018-2020年度）」に基づき、中核事業の競争力強化に加え、企業価値向上に資する成長投資の実践、担い手確保に向けた働き方改革、コーポレート・ガバナンスの充実など、数年先、そしてその先の将来を見据えた諸施策を着実に推進するとともに、安全・品質の確保や環境保全、コンプライアンスに対する取り組みについても一層注力するなど、今後とも「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」としての責務を誠実に果たし、社会からの信頼に応え、中長期的な企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第68期 (2017年3月期)	第69期 (2018年3月期)	第70期 (2019年3月期)	第71期(当連結会計年度) (2020年3月期)
受 注 高	71,427百万円	80,572百万円	78,817百万円	86,889百万円
売 上 高	70,075百万円	81,659百万円	74,036百万円	78,631百万円
経 常 利 益	6,338百万円	6,239百万円	5,584百万円	6,009百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	5,621百万円	2,274百万円	3,480百万円	6,544百万円
1株当たり当期純利益	139円26銭	56円35銭	86円16銭	162円40銭
総 資 産	66,444百万円	72,192百万円	70,906百万円	74,656百万円
純 資 産	26,072百万円	28,098百万円	31,543百万円	36,632百万円

- (注) 1. 第68期においては、期首の手持工事高が高水準であったことや、期中の完成工事の減少などにより、受注高、売上高は前年実績を下回りましたが、利益率の改善により経常利益は増加しました。
2. 第69期においては、大型工事を中心に工事の施工が順調に進捗し、受注高、売上高ともに前年実績を上回りましたが、特別損失として独占禁止法関連損失引当金繰入額を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な減少となりました。
3. 第70期においては、大型工事の受注があった前年との比較では受注高・売上高ともに減少し、さらには原材料価格や燃料費の上昇などにより経常利益につきましても前年実績を下回る結果となりました。
4. 第71期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
新 世 紀 工 業 株 式 会 社	49	100.00	舗装用資材の製造販売、舗装・土木工事の請負
エ ス テ ィ 建 材 株 式 会 社	20	100.00	産業廃棄物の処理、舗装・土木工事の請負
エ ス ・ テ ィ ・ サ ー ビ ス 株 式 会 社	50	100.00	自 動 車 等 の 賃 貸 お よ び 販 売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含め12社であります。

(8) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-29) 第1962号〕・〔(特-30) 第1962号〕として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、不動産に関する事業を行っております。

(9) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本	店：東京都港区芝公園二丁目9番3号	
支	店：北海道支店（北海道）	横浜支店（神奈川県）
	東北支店（宮城県）	関東製販事業部（東京都）
	北陸支店（新潟県）	名古屋支店（愛知県）
	関東支店（東京都）	関西支店（大阪府）
	北関東支店（埼玉県）	中四国支店（広島県）
	東関東支店（千葉県）	九州支店（福岡県）
	東京支店（東京都）	

営業所等：（55カ所）
 技術研究所：（栃木県）
 試験所：（8カ所）
 機材センター：（栃木県）
 合材混合所等：（49カ所）

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社	（奈良県）
エスティ建材株式会社	（福岡県）
エス・ティ・サービス株式会社	（東京都）

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,031名	124名増

(注) 従業員数が増加した主な理由は連結子会社の増加によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
841名	5名減	42.0歳	15.7年

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	264
株式会社みずほ銀行	189
株式会社三井住友銀行	164

百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,414,407株
- (3) 株 主 数 7,145名（前事業年度末比 742名減）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東 急 建 設 株 式 会 社	8,931	22.17
株 式 会 社 ブ ロ ー ド ピ ー ク	2,035	5.05
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,610	4.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,552	3.85
東 急 株 式 会 社	1,533	3.81
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLE Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	1,416	3.51
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,400	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,084	2.69
岩 崎 泰 次	750	1.86
世 紀 東 急 工 業 従 業 員 持 株 会	700	1.74

- (注) 1. 持株比率につきましては、自己株式（119,939株）を控除して算出しております。
2. 2018年7月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）が2018年7月13日現在で2,044千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2020年3月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが2020年3月17日現在で2,806千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐藤 俊 昭	
代表取締役社長	平 喜 一	社長執行役員
代 表 取 締 役	古 川 司	専務執行役員 事業推進本部長
取 締 役	平 本 公 男	常務執行役員 技術本部長兼技術部長
取 締 役	石 田 和 士	常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	飯 塚 恒 生	東急建設株式会社代表取締役会長 一般社団法人東京建設業協会会長
取 締 役	福 田 眞 也	公認会計士 木徳神糧株式会社監査役（社外監査役）
取 締 役	田 村 仁 人	株式会社日神グループホールディングス取締役（社外取締役）
常 勤 監 査 役	小 出 正 幸	
常 勤 監 査 役	鈴 木 良 彦	
監 査 役	前 野 淳 禎	東急建設株式会社常勤監査役
監 査 役	齋 藤 洋 一	弁護士 東急建設株式会社監査役（社外監査役）

- (注) 1. 取締役 福田眞也、田村仁人の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木良彦、前野淳禎、齋藤洋一の各氏は、社外監査役であります。
3. 2019年6月21日開催の第70回定時株主総会において、石田和士氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
4. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
- (1) 東急建設株式会社は、2020年3月31日現在、当社の普通株式を8,931千株保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
- (2) 木徳神糧株式会社および株式会社日神グループホールディングスと当社との間には、特別な関係はありません。
5. 常勤監査役 小出正幸氏は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は取締役 福田眞也、田村仁人、監査役 齋藤洋一の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は執行役員制度を導入いたしております。なお、2020年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	外村浩次、淵上彰恭
執行役員	打越 誠、山田正人、北川 八、内藤 真、樗木裕治、永瀧克己、西山慶太、三浦広宜、石川裕治、権藤豊彦、松本辰男

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役および社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

(3) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	8名	165百万円	(うち社外取締役 3名 14百万円)
監 査 役	4名	35百万円	(うち社外監査役 3名 20百万円)
合 計	12名	200百万円	(うち社外役員 6名 35百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。
2. 社外取締役および社外役員の報酬には、2019年6月21日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって社外取締役から取締役に異動となった1名の社外取締役在任期間における報酬が含まれておりません。
3. 上記支給額には、当事業年度に費用計上した取締役5名(非業務執行取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額20百万円が含まれております。
4. 2006年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。なお、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額については、2018年6月22日開催の第69回定時株主総会において、上記報酬限度額の範囲内で年額60百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれの豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会	監査役会
取 締 役	福 田 眞 也	14回出席／14回開催	—
取 締 役	田 村 仁 人	14回出席／14回開催	—
常勤監査役	鈴 木 良 彦	14回出席／14回開催	5回出席／5回開催
監 査 役	前 野 淳 禎	14回出席／14回開催	5回出席／5回開催
監 査 役	齋 藤 洋 一	14回出席／14回開催	5回出席／5回開催

(注) 当社は、「1. (4) 独占禁止法違反行為について」に記載のとおり、アスファルト合材の販売価格の決定に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、当該違反行為の存在が判明するまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令順守の徹底について適宜発言いたしており、また、本件事実の確認後は、違反行為の再発防止に向けた取り組みにつきましても適時確認をいたしております。なお、取締役 福田眞也、田村仁人、常勤監査役 鈴木良彦、監査役 齋藤洋一の各氏は当該違反行為がなくなった後に新たに就任いたしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

54百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当事業年度に係る上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬5百万円を支払っております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、報酬額の妥当性について検討した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

英文財務諸表監査

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任にかかる株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,051	流動負債	33,908
現金預金	14,169	支払手形・工事未払金等	23,632
受取手形・完成工事未収入金等	26,004	短期借入金	472
未成工事支出金	6,007	未払法人税等	558
材料貯蔵品	310	未成工事受入金	5,216
短期貸付金	0	完成工事補償引当金	15
その他	2,559	工事損失引当金	44
固定資産	25,604	賞与引当金	1,267
有形固定資産	22,805	その他	2,701
建物・構築物	3,558	固定負債	4,114
機械・運搬具・工具器具備品	4,300	長期借入金	300
土地	14,195	退職給付に係る負債	3,742
建設仮勘定	751	その他	72
無形固定資産	463	負債合計	38,023
投資その他の資産	2,335	(純資産の部)	
投資有価証券	263	株主資本	37,919
繰延税金資産	1,434	資本金	2,000
その他	637	資本剰余金	510
資産合計	74,656	利益剰余金	35,480
		自己株式	△71
		その他の包括利益累計額	△1,286
		その他有価証券評価差額金	△2
		為替換算調整勘定	△16
		退職給付に係る調整累計額	△1,267
		純資産合計	36,632
		負債純資産合計	74,656

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高	62,836	
売上原価	15,641	
売上総利益	153	78,631
営業利益	54,452	
営業外利益	13,049	
経常利益	126	67,627
特別利益	8,384	
特別損失	2,592	
当期純利益	26	11,003
前期繰上利益		5,042
前期繰下利益		5,961
当期純利益	3	
利息	8	
当座	26	
貸付	17	
委託	31	
保の	22	111
費用		
利息	8	
証	22	
の	9	
利益	22	63
特別利益		6,009
特別損失	10	
固定資産	9	
のれん	89	
引当金	1,448	1,558
損失		
却却	51	
却却	69	
却却	82	203
当期純利益		7,363
税金	891	
法人税	△73	818
法人税		6,544
当期純利益		6,544
親会社株主に帰属する当期純利益		6,544

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,968	流動負債	34,118
現金預金	12,659	支払手形	4,221
受取手形	713	電子記録債権	5,094
電子記録債権	750	工事未払金	9,178
完成工事未入金	15,837	買掛金	4,218
売掛金	7,389	短期借入金	2,607
未成工事支出金	5,301	未払法人税等	490
材料貯蔵品	301	未成工事受入金	4,792
短期貸付金	254	完成工事補償引当金	15
未収入金	1,713	工事損失引当金	44
信託受益権	784	賞与引当金	1,179
ファクタリング債権	47	営業外支払手形	687
その他	215	その他	1,589
固定資産	26,255	固定負債	2,815
有形固定資産	20,650	長期借入金	300
建物・構築物	3,466	退職給付引当金	2,430
機械・運搬具	3,412	その他	85
工具器具・備品	166	負債合計	36,933
土地	13,604	(純資産の部)	
建設仮勘定	1	株主資本	35,288
無形固定資産	161	資本金	2,000
投資その他の資産	5,443	資本剰余金	510
投資有価証券	232	資本準備金	500
関係会社株式	2,956	その他資本剰余金	10
長期貸付金	12	利益剰余金	32,849
繰延税金資産	1,345	その他利益剰余金	32,849
その他	908	繰越利益剰余金	32,849
貸倒引当金	△11	自己株式	△71
資産合計	72,223	評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		純資産合計	35,289
		負債純資産合計	72,223

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高	57,744	
売上高	16,432	74,176
売上高	50,616	
売上高	13,569	64,186
売上高	7,127	
売上高	2,862	9,990
営業外収益		4,584
営業外収益		5,405
営業外収益	0	
営業外収益	7	
営業外収益	29	
営業外収益	118	
営業外収益	26	
営業外収益	11	193
営業外費用	8	
営業外費用	22	
営業外費用	5	
営業外費用	15	52
特別利益		5,546
特別利益	0	
特別利益	9	
特別利益	1,448	1,458
特別利益	51	
特別利益	69	
特別利益	82	203
税引前当期純利益		6,801
法人税、住民税及び事業税	705	
法人税、住民税及び事業税	△50	655
当期純利益		6,145

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾浩明 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上裕人 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾浩明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上裕人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、法令順守の一層の徹底および内部統制の強化・充実の確認を特に重要な監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社はアスファルト合材の販売価格決定に関し、2015年1月以前において独占禁止法違反行為があったとして、2019年7月、公正取引委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。監査役会といたしましては、独占禁止法を含むコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた諸施策が実施されていることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

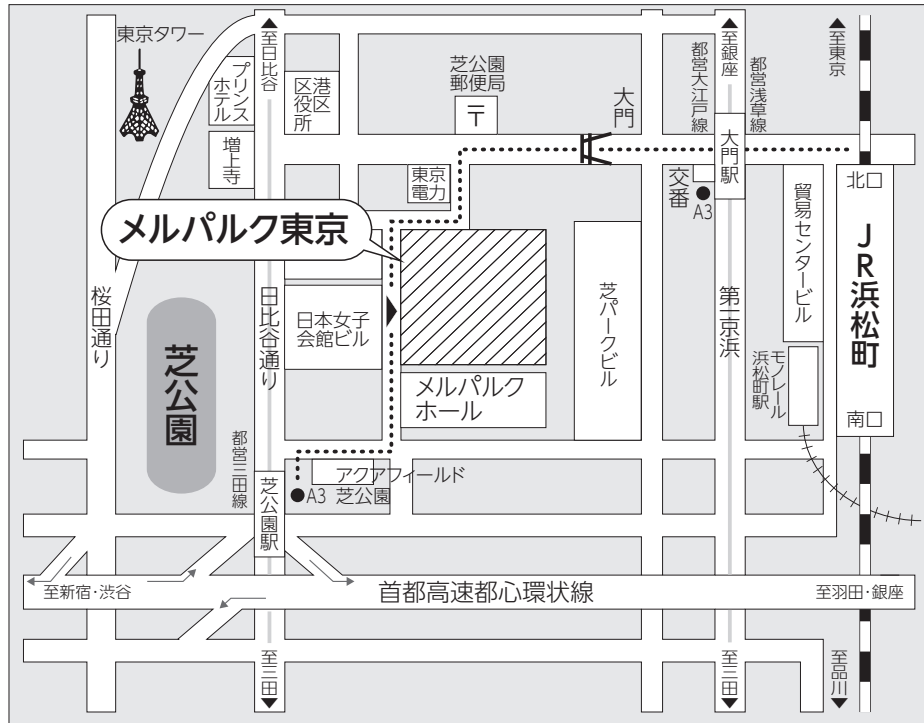
2020年5月25日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小 出 正 幸	ⓐ
常勤監査役 (社外監査役)	鈴木 良 彦	ⓐ
監 査 役 (社外監査役)	前 野 淳 禎	ⓐ
監 査 役 (社外監査役)	齋 藤 洋 一	ⓐ

以 上

■株主総会会場ご案内図



メルパーク東京 5階 ZUIUN (瑞雲)

東京都港区芝公園二丁目5番20号

交通のご案内

- JR・モノレール 浜松町駅（北口）から徒歩約8分
- 都営地下鉄三田線 芝公園駅（A3出口）から徒歩約2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅（A3出口）から徒歩約4分

お願い：お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。